

令和3年12月入札実施  
武雄市公用車売却一般競争入札

# 入札案内書

目次

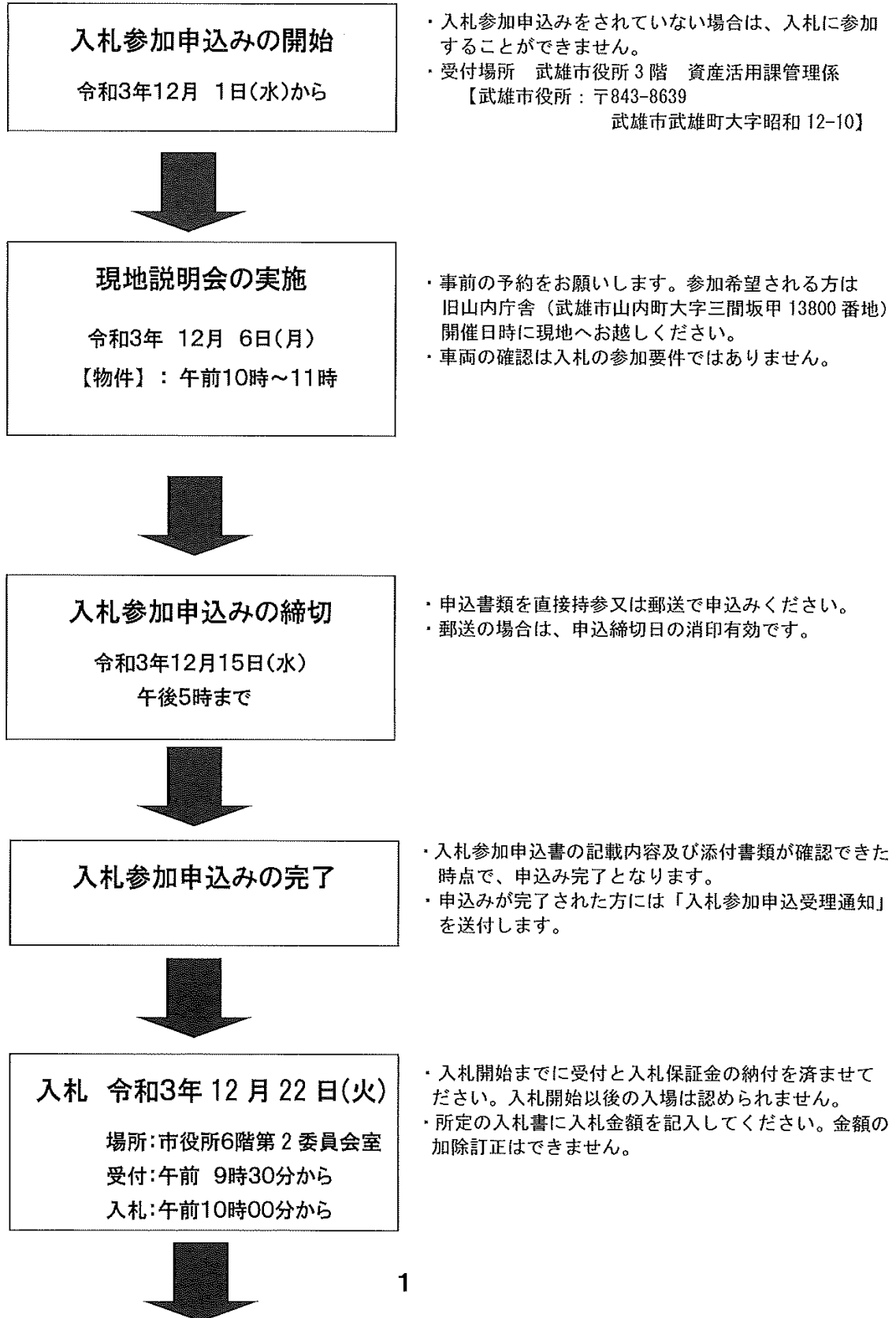
入札の流れ	1、2
入札案内	3～6
公用車売却一般競争入札参加申込書【様式1】	7
誓約書【様式2】	8
委任状【様式3】	9
車両売買契約書(案)	10～11
公用車売却仕様書	12

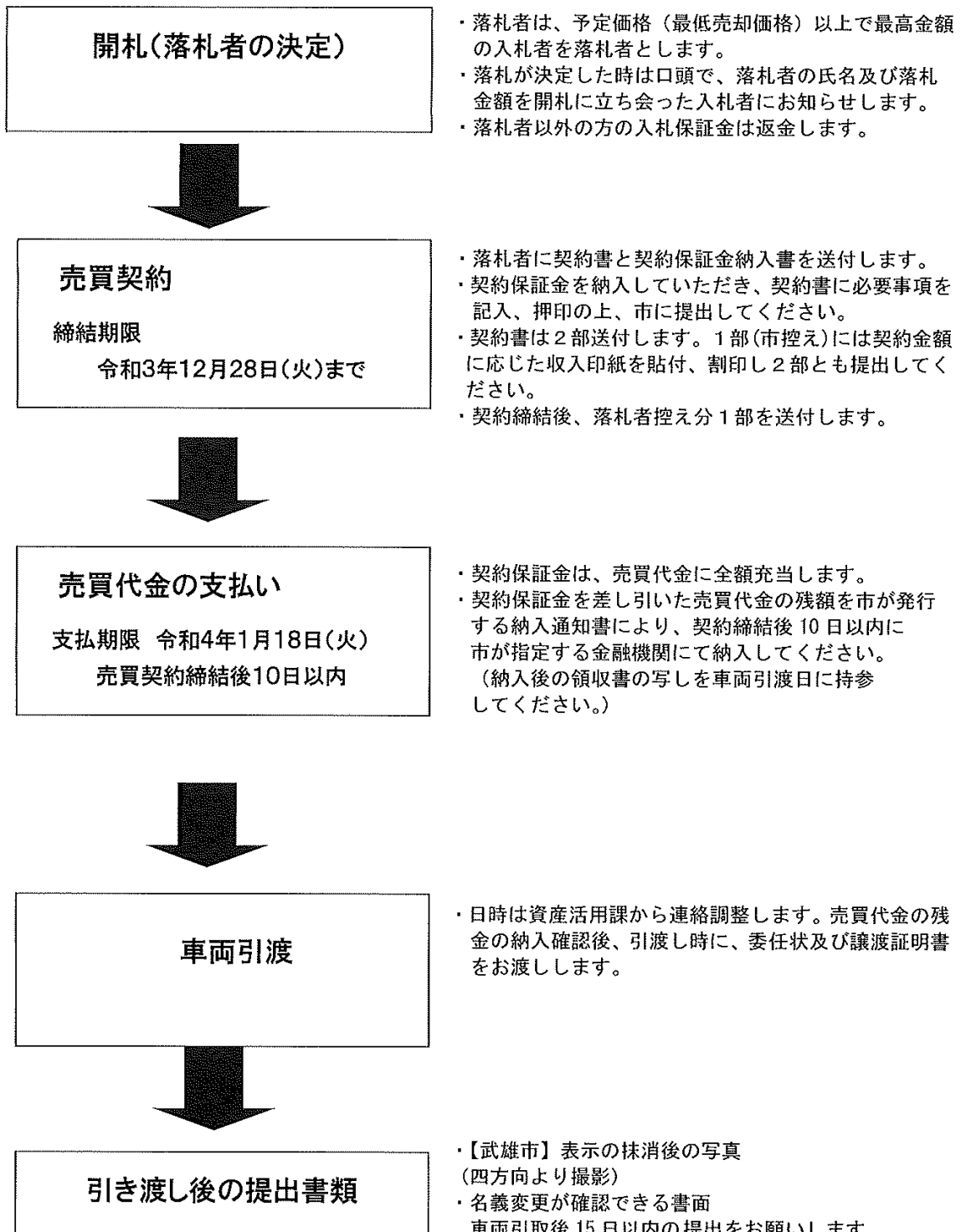
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

武雄市 総務部 資産活用課 管理係

電話番号 0954-27-7090

## 入札による売払手続きの流れ





# 入札案内

## 1 はじめに

この入札は、武雄市が所有する公用車マイクロバスを一般競争入札により売却するものです。入札参加者のうち、あらかじめ設定された予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格を付けた方に公用車を購入していただきます。

入札参加を希望される方は、この入札案内をよくお読みになったうえで、参加の申込みをしてください。

## 売却物件について

物件番号	名称	詳細	特記事項	予定価格（最低売却価格）
1	武雄市公用車 (マイクロバス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日野メルファ (登録ナンバー 佐賀200 さ 507)</li> <li>・初年度登録 平成16年8月</li> <li>・型式 KK-CH1JFEA</li> <li>・原動機の型式 J08C</li> <li>・変速機 MT (5速)</li> <li>・燃料の種類 軽油</li> <li>・※その他仕様書 を参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・右側中央凹み傷あり</li> <li>・令和3年7月21日現在走行距離 239921Km 維持管理の為若干走行距離増加予定</li> <li>・令和3年12月12日に車検有効期間が満了し、武雄市は今年度の車検を行わない</li> <li>・令和4年1月8日に自動車損害賠償保険の保険期間が満了する</li> <li>・落札者は車両引渡後、15日以内に車両に付随している全ての武雄市の文字を削除し、削除後の写真を武雄市資産活用課へ提出すること。</li> <li>・落札者は車両引渡後、15日以内に車両の所有者が変更した場合に要する各種手続きを行い、完了したことを示す書類を武雄市資産活用課へ提出すること。</li> </ul>	440,000円

## 入札参加者の資格について

特別な資格は要せず個人・法人を問わず参加できますが、以下の内容に該当する方は本入札に参加することができません。

- (1) 納税義務を履行していない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者
- (3) 個人又は法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員であるもの。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
  - ① 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ② 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - ③ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

#### 車両確認について

- (1)開催日時 令和3年12月6日10時から11時
- (2)開催場所 旧山内庁舎 武雄市山内町大字三間坂甲13800番地
- (3)車両を確認される方は開催日時に現地にお越しください。  
(事前の予約をお願いします。)
- (4)車両確認への参加は入札の参加要件ではありません。
- (5)車両確認への参加費用(旅費等)については自己負担となります。
- (6)現車確認の有無にかかわらず、入札後および落札後に記載事項以外の不調箇所および瑕疵を発見した場合でも、契約金額の減額や契約の取消には応じません。

#### 入札参加申込み期間及び受付場所

入札に参加するためには事前に参加申込みが必要となります。

下記の参加受付期間に申込みをされてない場合は、入札には参加できませんのでご注意ください。

- (1)受付期間 令和3年12月1日(水)から令和3年12月15日(水)まで  
(土・日・祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
- (2)受付場所 武雄市役所(庁舎3階)総務部資産活用課管理係  
【武雄市役所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12-10】  
問合せ先 電話 0954-27-7090

#### 入札参加申込み書類及び申込み方法

- 1)入札参加申込書類は次のとおりです。
  - 一般競争入札参加申込書【様式1】に下記書類を添付し、提出してください。
  - ・個人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、住民票抄本
  - ・法人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、法人登記簿(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)
- (2)申込書類を直接持参又は郵送で申込みください。なお、郵送による場合は簡易書留で送付してください。(申込締切日までに必着)
- (3)申込書の受領後、「入札参加申込受理通知」を送付します。

#### 入札の日時と実施場所

- (1)入札日 令和3年12月22日(水)
- (2)受付 午前9時30分から
- (3)入札 午前10時00分から
- (4)場所 武雄市役所6階第2委員会室

#### 入札について

- (1)入札には本人又は代理人が必ず出席してください。代理人の場合委任状【様式3】が必要です。
- (2)入札開始までに受付と入札保証金の納入を済ませてください。入札開始以後の入場は認められません。
- (3)所定の入札書に入札金額を記入してください。金額の加除訂正はできません。
- (4)入札箱に投入した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (5)入札者が代理人である場合は、次のことに注意してください。
  - ①入札前に委任状を提出してください。  
(入札参加申込み時等、事前に提出されている場合を除く。)
  - ②入札書には代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一ものを押印してください。

#### 入札の中止について

入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変その他のやむを得ない事由が生じた場合には入札を中止します。

#### 入札保証金について

- (1) 入札者は、入札当日の受付時に入札保証金を納入してください。
- (2) 入札保証金は、現金でのみ納入できます。
- (3) 入札保証金は、入札者が見積もる価格（入札しようとする金額）の100分の5以上に相当する金額となります。
- (4) 物件の予定価格を下回る額の入札は無効となりますので、それを見越したうえで必要な金額を納入してください。
- (5) 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後、速やかにお返しします。落札者が納入した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当できます。
- (6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後に入札参加資格を有しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として取り扱いますので、お返ししません。

#### 入札が無効となる場合

次のいずれかに該当する入札は、無効になります。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に入札金額、氏名及び押印のない入札又はこれらが判別不可能な入札
- (3) 所定の入札保証金が納入されていない入札
- (4) 入札者が同一事項について2回以上行った入札
- (5) 不正行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札に関し、武雄市の担当職員の指示に従わなかった者が行った入札

#### 開札について

開札は、入札書提出後ただちに入札者又はその代理人の立会のうえ行います。

#### 落札者の決定について

- (1) 落札者は、予定価格（最低売却価格）以上で最高金額の入札者を落札者とします。
- (2) 最高金額の入札者が2人以上あるときは、くじ引きをもって落札者を決定します。
- (3) 落札が決定したときは口頭で、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額（落札者がいない場合はその旨）を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

#### 落札金額等の公表について

落札金額は武雄市が公表するものとします。また、入札結果表の内容（入札参加者の氏名を除く。）についても公表する場合があります。

#### 契約保証金の納入期限及び売買契約締結について

落札者は令和3年12月28日（火）までに、契約保証金を納入し、武雄市が定めた売買契約書に必要事項を記入のうえ提出してください。武雄市において契約保証金の納入が確認できた時点で、落札者と売買契約を締結します。

なお

#### 契約保証金について

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上に相当する額を納入する必要があります。
- (2) 落札決定後、武雄市が発行する納入通知書により、武雄市が指定する金融機関にて納入してください。
- (2) 納入された契約保証金は売買代金に全額充当します。

#### 売払代金（残金）の納入期限について

売払代金から契約保証金額を差し引いた残金の納入期限は、令和4年1月18日(火)です。  
(売買契約締結後10日以内)

- (1) 武雄市が発行する納入通知書により、武雄市が指定する金融機関で納入してください。
- (2) 所定の期限までに売払代金を完納されない場合は、契約を解除することになります。この場合、契約保証金はお返ししません。

#### 所有権の移転等について

- (1) 所有権の移転 : 売払代金が完納されたことを市が確認できた時点をもって所有権が移転されたものとみなします。
- (2) 手続き等 : 所有権の移転に伴い要する手続きについては全て落札者が対応するものとします。また、所有権の移転後15日以内に必要な手続きが完了したことを示す書類を武雄市資産活用課へ提出するものとします。

#### その他（注意事項等）

- (1) 入札物件は、現況引渡しです。落札後当該車両に記載事項以外の不調が現れた場合や、瑕疵を発見した場合でも契約の取消および契約金額の減額には応じません。
- (2) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など武雄市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (3) 参加申込書等武雄市に提出された書類については返却いたしません。

【様式1】

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

武雄市長 様

参加申込者 住 所  
商号又は名称  
個人氏名又は代表者の役職・氏名 実印

代理人 住 所  
氏 名 印  
(連絡先電話番号： )

※代理人がいる場合は、委任状【様式3】が必要となります。

令和3年12月22日実施予定の武雄市公用車(マクロバス)売却に係る一般競争入札に参加したいので、内容を承諾のうえ入札参加を申請します。

入札参加物件

物件番号	車名	型式	原動機の型式	初年度登録
1	日野メルファ	KK-CH1JFEA	J08C	平成16年8月

担当者連絡先 氏 名  
電話番号

添付書類

- ・個人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、住民票抄本
- ・法人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、法人登記簿(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)

※申込書には実印(印鑑証明印)を使用してください。



【様式2】

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、武雄市の公用車売却一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、武雄市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに武雄市の指示に従い、武雄市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、武雄市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私、又は当法人の役員等は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。また、私又は当法人の役員等は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものではありません。
- 3 私は、当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。
- 4 私は、次のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (2) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 5 前記 2 から 4 に該当する者の依頼を受けて申込みしようとする者ではありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
  - (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
  - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、武雄市の公用車売却に係る「入札案内書」、「入札公告」、「売買契約書(案)」の各条項を熟覧し、武雄市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について武雄市に対し一切異議、苦情などは申しません。

令和 年 月 日

武雄市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_



(印鑑証明印)

【様式3】

委 任 状

令和3年 月 日

武雄市長 小 松 政 様

今回都合により、 を代理人と定め、下記物品の入札に関し、一切の権限を委任します。

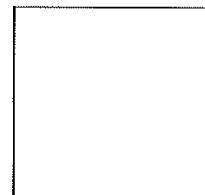
物品名 武雄市公用車（マイクロバス）売却

住 所  
委任者  
氏 名

実印

代理人

代理人使用印



# 車 両 売 買 契 約 書

武雄市（以下『甲』という。）と （以下『乙』という。）は、下記条項により車両売買に関する契約を締結する。

## 記

### （売買車両）

第1条 甲は、次に記載する車両（以下『車両』という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

車種・車名	車体番号等	数量
日野 メルファ	佐賀200さ507 CH1JFE-40324	1

### （売買代金）

第2条 車両の売買代金は、一金 円（消費税含む）とする。

2 乙は、甲が発行する納入通知書により、本契約締結の日から起算して10日以内に全額を一括納入しなければならない。

### （引渡し）

第3条 車両の引渡しは、乙が売買代金の納入を完了した後に行うものとする。

2 引渡しの日時等は双方協議の上決定する。

### （車両名義変更等の処理）

第4条 乙は、車両引渡し後15日以内に次にあげる車両名義変更等の処理を行うものとする。

(1)「武雄市」表示を抹消したことのわかる写真の提出。

(2)名義変更が確認できる書面の提出。

2 前項に定める処理に要する費用は、乙の負担とする。

### （車両引渡し後の補償）

第5条 車両の引渡しは現状渡しとし、甲は、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

(契約の解除等)

第6条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

2 第1項の定めによりこの契約が解除された場合において、甲に損害を与えたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義等の決定)

第7条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	住 所	佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10
	氏 名	武雄市 武雄市長 小 松 政
乙	住 所	
	氏 名	

武雄市公用車売却仕様書

売却物件	マイクロバス
自動車登録番号	佐賀200 さ 507
初年度登録	平成16年8月30日
自動車の種別	普通
用途	乗合
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	キャブオーバー
車名	日野メルファ
型式	KK-CH1JFEA
乗車定員	29人
最大積載量	-
車両重量	6400kg
車両総重量	7995kg
車体番号	CH1JFE-40324
原動機の型式	J08C
長さ	699cm
幅	234cm
高さ	332cm
総排気量	7.96L
燃料の種類	軽油
自動車検査証有効期限	令和3年12月12日
走行距離 (R3.11.現在)	239,926km
MT車・AT車の別	MT (5速)
エアコン	あり
リサイクル料金	済 (31,430円)
その他車体の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検有効期限が満了し、武雄市は車検を行わない</li> <li>・右側中央に凹み傷あり</li> <li>・自動車損害賠償保険期間満了 (令和4年1月8日)</li> </ul>
引渡条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリーが放電している場合があります。この場合、仮ナンバー自走不可となります。</li> <li>・車両引渡後15日以内に車両に付随している全ての武雄市の文字を削除し、削除後の写真を武雄市資産活用課へ提出すること。</li> <li>・車両引渡後15日以内に車両の所有者が変更した場合に要する各種手続きを行い、完了したことを示す書類を武雄市資産活用課へ提出すること。</li> </ul>